

児童研だより

2022年10月 No.67



発行：聖徳大学 〒271-8555 千葉県松戸市岩瀬550 TEL.047-365-1111 編集：聖徳大学児童学研究所

CONTENTS

児童学の現代的テーマ



ヤングケアラー支援の今

～教育現場に求められる気づき力と繋ぐ力～

連載第一弾：なぜヤングケアラーは見過ごされるのか。この問いへの試論と共に、主体性を活かし孤立させない支援について、専門家の提言を伺います。

2



障害児の入園拒否事件

～医療的ケア児のため保育所に求められる対応を考える～

周産期医療の進歩により、退院後の在宅での医療的ケア児の預け先として保育所の受入体制の在り方を考えます。

甲斐 聡 5



保育者の造形活動における研修の効果

～造形の指導困難に着目して～

保育者の造形に関する不安や困難を減少させる保育者研修とはどのようなものか、実践を通して考察します。

6

研究室訪問



算数・数学教育における問題解決の思考過程に関する研究から、今後の算数科教育の在り方と小学校教員養成についてお聞きします。

黒澤 寿美 7



ヤングケアラー本人の声に耳を傾ける一冊と、色々な国の家族が生活様式の変化で多様化する様を描く絵本です。

上田 智子 金 玖志 8

児童学研究所長就任のご挨拶



本年4月に児童学研究所長を拝命した東原文子と申します。地域に開かれた児童学研究所の伝統を受け継ぎ、発展させて参りたいと思っております。

ところで、本年4月、聖徳大学児童学部児童学科は、教育学部児童学科と教育学部教育学科として生まれ変わりました。それを記念して、40名もの関係教員が協力して、児童学科新入生の必修科目「児童学概論」のテキスト『新しい児童学への招待』を作成しました。「児童学」とは一体どんな学問なのか、捉えどころがありませんが、今年度から各自のPCを携え、子どもの専門家になる夢をもって入学した学生達が、その答えを出してくれました。学生達は教科書片手にICTを駆使して学びを楽しみ、多文化保育、医療保育、芸術表現、児童文学、家族心理学など、様々な分野と関わったうえで「私の児童学」を創りあ

げていました。その様子を見て、私も、なるべく多くの多様な分野の学内、学外の方々と触れ合うなかで「聖徳の児童学」を追究したいと思に至りました。

聖徳大学児童学研究所は、地域の、教育・保育に携わる、あるいはご関心のある皆様とともに、講演会やシンポジウム、論文誌、地域連携活動などに尽力して参ります。その橋渡しのツールであるこの『児童研だより』に関しても見直しを図ります。今回から、「ヤングケアラー」「多文化共生」など、より一層興味を持っていただけるよう児童学の現代的テーマを1つ選び、そのテーマを中心に、ある程度まとまりのある読み物にしていきたいと思っております。また、聖徳大学のホームページに『児童研だより』のアンケートページがありますので、ご意見をお寄せください。よろしくお願い致します。

(聖徳大学児童学研究所長 東原 文子)



聖徳大学児童学研究所ホームページ『児童研だより』アンケートページへのご参加を歓迎いたします

児童学の現代的テーマ

ヤングケアラー支援の今
～教育現場に求められる気づく力と
繋ぐ力～

湯原 裕子 社会福祉学科講師
北村 世都 心理学科准教授
腰川 一恵 教職研究科教授



第1回目の今回は、ヤングケアラーの実態と支援について、養護教諭経験のある湯原裕子先生、介護に携わる家族の心理を研究されている北村世都先生、障害をもつ兄弟姉妹のケアに詳しい腰川一恵先生から、多面的にお話を伺います。



(左)湯原裕子 社会福祉学科講師 (中央左)北村世都 心理学科准教授
(中央右)腰川一恵 教職研究科教授 (右)甲斐聡 児童学研究所准教授

甲斐：2021年、政府は「経済財政運営と改革の基本方針2021」いわゆる「骨太の方針」において、ヤングケアラー（以下、YC）について閣議決定し、早期発見・把握・相談支援などの支援策の推進、社会的認知の向上に取り組むとしています。

この方針は、同年3月に厚労省と文科省が公表した調査結果に基づき出され、中学2年生の約5.7%、全日制高校2年生の約4.1%がそれに該当するとしています。まず、子どもが日中過ごす学校現場でいかにYCの子どもに気づくのかを教えてください。

湯原：学校の教員は、子どもと日常を共にするからこそ、昨日、昨年との違いに気づくことがあります。また、集団生活の中だからこそ同世代の子ども達との違いや、周囲の環境との関係性において一般の子ども達との違いに気づきます。様々な側面から子ども達を観察すると、その中に家庭的な背景を読み取れる場面があります。

例えば、頭痛・腹痛等の要因に寝不足があり、寝不足の背景には、夜世話をする家族がいる、両親の帰りが遅いため兄弟の面倒を見ているという話を聞くことがあります。あるいは、兄弟を保育園に送り迎えし、学校に遅刻してくる、また兄弟が塾をだすと自身も学校を休んで看病するということもあります。

さらに、私が見てきたケースでは、母子家庭で精神疾患がある母親の代わりに買い物をしていたり、病院の付き添いをしたり、救急搬送が必要であれば119番をして

救急車に同乗もする。また、別のケースでは留守にすると祖父が徘徊するので留守にできないという事例もあります。

甲斐：普通、家庭内の生活で子どもがプレッシャーを感じた場合、家出や問題行動を起こすなど目につく言動が多くなりますが、YCの場合は、健康や学業の遅れ、将来の展望等に不安を抱きながらも、それを隠し、家庭の状況を気づかれないようクラスで明るく振舞う児童もいるとされます。

なぜ、YCとされる子どもは我慢強く大人の代わりにするのでしょうか。北村先生、ケアする子どもの心理はどのような状態なのでしょうか。

北村：YCである子どもは、小さいころからケアの役割をずっと担い、それが本来は大人の役割だという自覚がないことが多くあります。いわば過剰適応の状態中高生まで担い続けるため、周りからは気づかれにくいのです。中高生になると、本来なら社会とのかかわりの中で、自分の意志や自我を育てていく大切な時期を迎えますが、過剰適応の結果、社会との衝突が極端に少なく、その時に健康な心の発達ができないことさえあります。同級生が進路を決め、自分らしさが増していくのを見て、初めて自分が何者なのかが自分でも分からないことに気づき、問題が表面化してくるようになります。

甲斐：自分がYCだと気づかない子どもの意識を変える、つまり「外に助けを求めていいんだよ」ということが必要かと感じます。政府の調査で「YCという言葉を知ったことがない」という項目を設けたところ、中学2年生で84.2%、高校2年生は86.8%が知らないと回答しています。

子ども自身の気づきを促すケアについて、チーム学校はいかに対処していくのでしょうか。

湯原：この問題に関して、学校教員は観察眼をもつ必要があります。家族の世話をするのが日本文化として称賛されがちで、子ども自身も家族の役に立ち、期待に応えたいという気持ちがあるので、教員がYCに関する知識と共に、変化や違いに気づくという視点をもって表面化していない部分について観察をしていく。観察してキャッチできたものを、関係教職員を始め、スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）に繋ぐことが必要になると思います。



そのため、学校の中でSCやSSWに繋ぐ役割を担う者（今現在でいえば、養護教諭や管理職など）が必要です。教育の役割と福祉の役割の両方を理解し、お互いの専門性を活かしつつ繋いでいく。教員がSCやSSWの職務と専門性を知り、どのように連携するかを知ることが必要だと思えます。

甲斐：次に、YCの各論的問題として、障害児教育の専門家である腰川先生に、障害をもつ兄弟姉妹のケアに関してお話を伺います。

腰川：障害児のうち、肢体不自由や知的障害ですと、低年齢で障害の診断を受けることがあるので、小さいときから障害児と、その兄弟姉妹にあたる児童（以下、きょうだい児）は一緒に過ごす状況が生まれます。幼い頃、保護者の視点は障害児に向いていて、きょうだい児は、十分な関わりや愛情を得られず、寂しさや愛情不足を感じながら成長していきます。障害児の世話を家庭で担わざるをえない状況のなかで、成長したきょうだい児が障害児の世話をする、見守ることは多々あります。

障害児が療育機関に通っている場合には、保護者がきょうだい児を連れていくこともあり、療育の専門家から「目をかけてね」と伝えられることもあります。特別支援学校の中には、きょうだい会を設ける場合もあります。

しかし、やはり兄弟姉妹のお世話は家庭生活の一部であるというのが現状の認識で、特別支援学校はきょうだい児に対しあまり積極的な関与は行っていません。

甲斐：障害児が特別支援学校に通い、きょうだい児が通常の学校に通っている場合は、通常の学校の担任が、児童の兄弟姉妹に障害児がいる状況を把握することは可能なのでしょうか。

腰川：なかなか難しいと思います。きょうだい児が、自分から障害のある兄弟姉妹のことを話したがないという場合も少なくありません。

湯原：学校に入学するときに各家庭から提出していただく家庭環境調査には、兄弟姉妹が特別支援学校に通っていることや祖父母が同居していることが書かれていますが、障害がどの程度なのか、介護が必要な状態なのかは分かりません。信頼関係の中で保護者から何うことや子どもとの対話の中から知ることもあります。長い時間をかけて関わっていかないと見えてこないという現状があります。

甲斐：やはり、総合的な制度の改革、YCを中心とした法制度を考えていくべきではないかと思っていますが、いかがでしょうか。

例えば、YCへの支援体制として、関係者の守秘義務と

情報共有のシステム、要介護者だけでなく介護している家族の把握と支援の義務化が挙げられます。北海道栗山町は2021年3月に栗山町ヤングケアラー支援条例を定め、ケアラーの体調等を調べたり、緊急時支援を行ったりしています。

腰川：近年医療的ケア児は少しずつ増えていて、全国に約2万人います。病院ではなく在宅も可能になってきていて、障害が重い子の場合、常時見守りが必要であるため、きょうだい児にも負担がかかってきていると想像されます。全国規模できょうだい会がありますし、地域単位でも組織されている場合があります。きょうだい会を知らないきょうだい児が、会にうまく繋がれるよう情報を共有するのも大事なことだと思います。

北村：子ども権利条約を踏まえると、家族のケアのために勉強する機会や、友達との交流の機会が奪われているYCは、権利が著しく侵害されているといえます。今、YCという言葉ができ、そういう立場の子どもがいることが社会に認知され始めたことは評価したい点ですが、支援に至るにはまだまだ課題が山積しています。

湯原：一般に子どもは集団の他の子どもたちから特別扱いはされたくないですし、他の子どもと同様に学級担任に扱ってもらいたい。けれども孤独感を持っているため、誰かには理解してもらいたい。SSWやSCのように少し外部性をもっている方であれば話せるということもあるのではないのでしょうか。

例えば、家の中の経済問題や母親の精神疾患の問題は、養護教諭や担任に話すことによって特別心配される対象になる。しかし、子どもはそれを望んでいません。そこが、SCやSSWがチームに入ることの意義かと思えます。

腰川：子ども自身からの発信はなかなか難しい部分があります。学校の中には、SCが全員の子ともとお話しするといった取り組みをされているところもあって、気軽に話をできる関係性の中で、ちょっとずつ自分の心を開いて話することもできるかと思えます。

北村：YCへの伴走型支援があっても良いと思います。相談場面は少しずつ整備されてはいても、YCの生活全般に伴走してくれる人がいないのです。日本では、子どもに伴走する役割が家族に偏っていて、偶然、子どもの境遇を知った人が支援しているという現状があります。

可能であれば、専門職に伴走する役割を担ってもらえると良いと思います。そうすれば、例えば学校の先生が、ふと気になった子どもを専門職につなぐこともできます。高齢者領域では、力のあるケアマネジャーがそれを実践しています。



甲斐: 子どもの相談に乗る教員の方も、福祉機関への連携の理解が必要かと思われます。相談しても、その先のどこかに結びつけてくれる能力をもった教員でなければ、子どもは信用しないでしょう。

湯原: 子どもも保護者も、最初からどこかに連携してほしいと相談するわけではなく、むしろ繋ごうとすると、「困っていない」「大丈夫です」と拒否されることがあります。実際にはSSWに入っただいて、結果的に良い方向に進むことは多いのですが、信頼関係を築いたり、働きかけの方法を試行錯誤したりしないと関係性が逆に悪くなる場合もあります。

やはり、知られたくないということが前提にあって、外部に繋がることは、子どもも保護者も最初は望んでいない状況があります。

北村: 結局、社会に知って欲しいけど知られたくない。親や家族に対して愛情があるから、ケアするという側面もあって、だからこそ、すごく負担が言い出せない、そういう葛藤状態に子どもが置かれているのがしんどいですよね。

腰川: きっかけは、悩み相談でなくていい。日常会話の中で、ぼろっと「辛いんだよね」といった本音が話せる関係性を作ることが大事だと思います。でも、すぐには難しいと思うので、何回か気軽な話をする中で関係性を繋いでいくことになるかと思います。

北村: 今の子どもたちは、これまでの世代と比べると、学校という場で家庭の話を意外としていないのかもしれませんが。安心して自分のこと、家庭のことを誰かに話す機会やきっかけが学校生活の中にもあると良いと思います。

湯原: 大切なのは、雑談ですね。雑談の中で「友達に遊びに誘われたけど、私は行けない」とか「部活やめるしかない」といった発言から家庭の状況が読み取れます。

家族の介護や世話を担っている子は、学校生活において、一般によく気働きができて優しい子であったり、控え目で相手の気持ちを理解したり立てたりといった距離感の取り方も上手です。YCだからこそ、社会性やコミュニケーション力など伸びる能力もあると思います。

学校の集団の中では、リーダーシップのある気働きのできる良い子、という風に捉えられがちですが、本人の立場に思いを馳せ、どのくらい学習や生活に制限や負担があるかということ把握し、成長・発達に与える影響に重点をおいて、問題の本質を見極めていくことが重要だと考えます。

甲斐: まずは、YCの具体例をまとめて研修材料を作り、SSWを招いてケーススタディ方式で教員が連携を学ぶことが必要かと思いました。ありがとうございました。

(北畑 彩子 記・川口 一美 監修)

《必要な用語説明》

厚労省によれば、YCとは「本来大人が担うと想定されている家事や家庭の世話などを日常的に行っている子ども」とされる。この支援について、鼎談で論じられた3つのアクションを要約する。

- ①学校での早期発見のため教員の気づきを(社会と)繋げる
教員が普段の子どもとの関わりからの気づきを繋げるキーパーソンになれるか(教員の連携力の強化)。
- ②子どもの学びや権利の保障に対する連携支援
子どもが日常長く過ごす場所=学校での教員による早期発見と対応として、SCやSSWを活用するなどの連携。
- ③家族、学校の教職員以外のフォーマル、インフォーマルな大人の伴走型支援
伴走型支援とは、孤立を避けるために大人がYCと繋がり、負担軽減のために必要なサポートへ繋げ、YCが自分らしく生きるために日常生活で繋がりを続けること。

なお、YCの実態理解のための資料として、日本総合研究所と三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社が、「ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書」を令和4年と令和3年に作成しており、それぞれの報告書のダウンロードが可能であり、教育福祉現場での教材として利用していただきたい。

(川口 一美 記)

- ・令和3年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業 ヤングケアラーの実態に関する調査研究 報告書 (令和4年3月 株式会社 日本総合研究所)



- ・令和2年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業 ヤングケアラーの実態に関する調査研究 報告書 (令和3年3月 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社)





障害児の入園拒否事件

—医療的ケア児のため保育所に
求められる対応を考える—

聖徳大学児童学研究所准教授 甲斐 聡

令和3年9月18日より、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律[医療的ケア児等支援法]が施行されました。医療的ケア児とは、日常生活及び社会生活を営むために、恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童です。在宅の医療的ケア児は推計で2万人以上とされ、24時間一緒に過ごす保護者の身体的・精神的負担や就労できない等が問題となっており、保育所等の受入体制整備が急務とされます。そこで、今回は同法制定の一因である東京地裁平成18年10月25日判決(判例タイムズ1233号117頁)を概観し、保育所で受入れるために必要な対策を解説します。

事実の概要は以下の通りです。A(平成12年生:事件当時4歳6ヶ月)は、喉頭軟化症のため気管切開手術を受けカニューレ[喉の穴に装着し気管への空気の通り道を確認する器具]を装着し、気管内の痰や唾液の除去・誤嚥を避けるため水分にとろみをつける等の処置が必要なため、平成15年から肢体不自由児施設に通園します。平成17年父Bは、福祉事務所長Xに対しAの保育所入所申込をしたが、XはAが痰の吸引処置を要するため集団保育の確保は困難として、五つの園の入所不承諾処分をした。そこでB及び母Cは、市に対し各処分の取消及び保育所入所の義務付け等を求め提訴した。義務付け訴訟とは、行政庁に一定の処分を行うよう命じることを求める訴訟です(行政事件訴訟法3条6項2号)。

平成24年改正以前の児童福祉法24条1項は、市町村に保育の実施義務を定め、同項ただし書は「やむを得ない事由」がある時は入所児童の選考を認めていた。市はこれに基づき、五つの園に看護師が各1名配置されていたが、カニューレの事故抜去の例[1歳6ヶ月の入院中の幼児]等を挙げ不承諾処分とした。なお、同法24条1項ただし書は改正により削除されたが、3項に待機児童がいる場合等を想定して利用調整の規定を残しています。

裁判所は複数の鑑定医の意見から、Cがカニューレの固定法を工夫し抜去事故防止に努めており、Aも成長に伴い身体障害者手帳が1級から4級となり、今後、器具の装着が不要となる可能性を認定します。また、鑑定医もAの身体的・知的発達から「健常児との統合教育が児にとっての発達に極めて有効かつ必要」とします。その上でXの不承諾処分に対し、障害を理由とする処分は許されず、「障害の程度及び内容に照らし、保育所に通う障害のない児童と身体的、精神的状態及び発育の点で同視でき、保育所での保育が可能な場合」であるのに、同条に該当するとして不承諾処分としたのは、「裁量の範囲を超え、又は裁量権を濫用した」として、処分の違法性を認めました。

医療的ケア児等支援法6条1項は、保育所の設置者等の「適

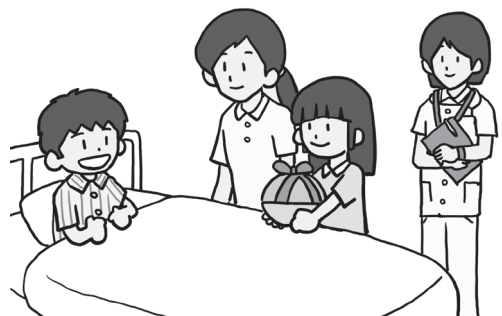
切な支援を行う責務」を定め、9条2項で、「看護師等若しくは喀痰吸引等を行うことができる保育士若しくは保育教諭」の配置等の体制拡充を定めます。また、平成28年改正児童福祉法56条の6第2項では、地方公共団体に、医療的ケア児が日常生活において、適切な保健・医療・福祉等の分野で支援を行う機関との連絡調整体制の整備義務を課しています。もっとも、医療的ケア児への対応は医師法17条で禁止されている「医行為」の可能性があるため、保育所において何処までが可能かを説明します。

A:保育所で可能な医療的ケアは、保育士が喀痰吸引等の研修を受け認定特定行為業務従事者となることで、口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内の喀痰吸引、経鼻経管栄養[特定行為]等の処置が可能となります。B:保育所内の看護師は、上記の特定行為以外の行為も医師の指示により実施でき、また、気管カニューレの事故抜去等の緊急時で医師に指示を受けることが困難な場合、事後速やかに報告することを条件に再挿入等の臨時応急手当が認められます。この他に看護師が可能な行為として、(1)処方通りの服薬を促す服薬管理、(2)膀胱にカテーテルを留置し排尿する導尿の介助、(3)酸素供給器等による酸素療法、(4)気管切開部及び人工呼吸器の管理、(5)薬剤やスチームの吸入、(6)自然排便が困難な場合の人口肛門(ストーマ)装具の交換、排泄物の処理などが挙げられます。

最後に、保育所が受入れる場合の留意点を挙げます。①受入実施体制整備のため、園長を最終責任者とする委員会を設置する。②医療的ケアの範囲・手順の把握のため、保護者と同行受診し主治医からの指示等を受け、体験保育等により情報収集を行う。③担当スタッフの役割分担と、それ以外の職員の協力を確認する。④プライバシー保護のため二重カーテン等の環境整備を行う。⑤実施計画書やマニュアルを作成する。⑥緊急時の対応を考える。以上の様な点を、行政の担当者や保護者を交え検討する必要があります。

幼児期における健常児との集団保育という経験は、Aの精神・身体面の発達を促し、他児との交流による豊かな人格形成に繋がり、また、健常児も異なる個性の友達との交わり方を意識せず経験することになります。

【参考資料】保育所等における医療的ケア児への支援に関する研究会「保育所等での医療的ケア児の支援に関するガイドライン」(みずほリサーチ&テクノロジーズ・令和3年3月)





保育者の造形活動における研修の効果

— 造形の指導困難に着目して —

聖徳大学大学院 児童学研究所 児童学専攻 博士前期課程修了
山中 慶子

はじめに

幼児の造形表現は、描画・工作・平面構成・粘土・折り紙・技法遊び・感触遊びなど多岐にわたりますが、決まった教科書はなく、テーマの設定、活動計画、使用する用具や材料の選択は、多くの場合、クラス担任に任せられます。しかし、造形に苦手意識を持ったまま卒業し、造形活動を行ううえで困難を感じている保育者が一定数存在することが、先行研究で明らかになっています。保育者対象のアンケート調査においても、2割の学生が図工・美術に対し「嫌い・好きではない」の感情を抱いていました。子ども達と造形活動を営むうえで、保育者の造形に対する苦手意識はマイナス要素となることが予想されます。

保育者の保育の質・専門性の向上においては、研修が重要な役割を担います。有益な研修のためには、まず「保育者が造形活動において不安や困難を感じていることは何か」について知ることが必要だと考えました。そして、保育者が不安や困難を感じている事柄に焦点をあてた研修を実施し、評価を行うことで、今後の造形における保育者研修についてのヒントを得たいと考えました。

■研究1 保育者の造形活動における不安・困難事項の抽出

(目的と方法) 保育者の造形に関する不安や指導困難事項を抽出するために、対話型のグループインタビュー調査を行いました。質問項目は、①造形活動で困難に感じていること ②保育者に必要なスキルについて ③造形活動計画について ④保育者研修について、の4項目です。

(調査対象) 現職の保育者6名。

(結果と考察) 保育者の不安や指導困難の中には、自身の造形への苦手意識や造形活動の作業的な捉え方が推測されました。よって、本研究で実施する保育者研修では「幼児の造形活動で大切なことは何か」について自身に問い、造形活動の計画・実践までの要点を導き出すことが必要だと考えました。また、園内の保育者同士の情報交換や、分からないことを聞き合える関係づくりが、不安減少や園全体での造形活動の活性化につながると考えました。

調査によって導き出された保育者研修の条件は、以下の通りです。

- ・ 幼児が主体的に思考、工夫し、自由に表現したいと思える活動である。
- ・ 絵具、はさみを使用する活動が好ましい。
- ・ 個人差、経験差、製作時間差を考慮した活動である。
- ・ 保育者が幼児の気持ちを想像することができる研修である。
- ・ 保育者同士が考えを述べ、他者の意見を取り入れながら発展できる研修である。
- ・ 保育者自身が今後の造形活動について考えることができる研修である。

・ 幼児が主体的に思考、工夫し、自由に表現したいと思える活動である。

■研究2 本研究における実践提示型研修の効果

(目的と方法) 保育者研修を実施し、研修前後の保育者の意識の変化や感想を調査することで、どのような研修が保育者にとって有益であるかを探りたいと考えました。

保育者研修は『実践提示型研修(具体的な保育実践を提案し、参加保育者同士が交流を通して自らの保育を振り返り、同時に保育技術を学ぶ形式の研修)』(槇, 2013)に、独自のワークショップ型研修を取り入れて計画しました。研修の効果を知るため、造形に関する質問紙調査を研修前後に行いました。また、記述式の質問紙調査(問:研修を通して感じたこと、または気づきがあれば教えてください、等)を行いました。

(調査対象) 幼稚園1園・保育所1園。計14名の保育者。

(結果と考察) 質問紙調査から、研修後は研修前に比べて「指導不安」(特に工作の指導への不安)が減少することが明らかになりました(Figure1, A)。造形活動の内容がステンシルという工作の要素を含んだ平面技法であったこと、研修を通して、活動の進め方や援助に関して保育者が何らかのヒントを得たことに困るものと考えられました。また、研修後は、芸術・造形活動はこれからの人生に必要であるという気持ちの向上が確認されました。

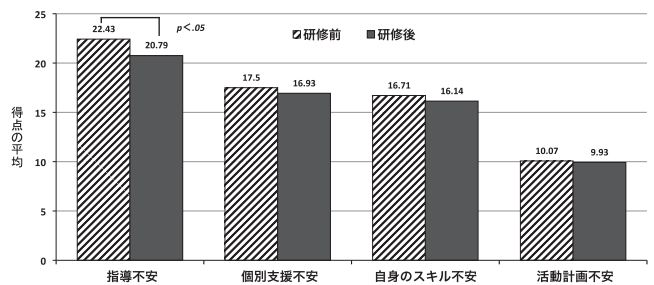


Figure1 研修前後の意識変化

研修後の記述には、学びにつながったという肯定的な意見が多くみられましたが、自身の保育を振り返り、作品の出来栄を気にしすぎたり、禁止する言葉を多用したりしていたことに気づく内容も見られました。子どもの姿に注視しながら第三者の保育を客観的に見ることで、自身の保育への省察が促されたことが考えられました。

■おわりに

造形による表現は、子どもの体験や心の豊かさの表れであり、結果よりも過程を支え育てていくべき活動です。本研究における実践提示型研修の一番の効果は、造形活動が子ども主体の活動であることに立ち返り、保育者が子どもの気持ちを理解しようとしたことだと考えます。保育者の造形活動に対する前向きな気持ちの増加が、これからの保育に好影響をもたらすことを期待します。

今後は、調査対象人数を増やすことで量的データからも研究を深めていきたいと思えます。



研究室訪問 #30

聖徳大学教育学部児童学科
教授

黒澤 寿美 研究室



第30回は、本学教育学部児童学科で算数・数学教育における問題解決の思考過程について研究をされている黒澤寿美教授です。

■先生のご専門についてご紹介ください。

専門は、算数・数学教育で、子どもが問題解決をする時の思考過程について研究しています。私は、小学校教員を20年間やっている中で、計算問題はできるけれども文章問題になると途端にできなくなる子を目の前にして、子どもが「できた」「わかった」と思う時は、どのような思考過程を経ているのかということに興味を持って研究を続けてきました。

そして、博士論文では、子どもが問題を解く時に、前向き思考と逆向き思考の両方を交互に使いながら問題を解決していくという思考モデルについて明らかにしています。

■先生が大学の教員、研究者になられたきっかけはなんですか。

小学校教員の時の経験が研究者を目指すきっかけになりました。私が1年生と5年生の時に担任をしたクラスがあったのですが、1年生の時は、子どもたちが目を輝かせて「わかる!」「できる!」と楽しく算数の学習をしていたのにもかかわらず、5年生になると「わからない」「つまらない」という反応が多くなっているのに驚きました。その経験から、子どもたちに学びの楽しさを伝えられる教員を養成したいと思い、子どもの思考に関する研究を始め、大学で教員養成に携わるようになりました。

■ご専門の学問の魅力はなんですか。

算数・数学という教科は、系統的な学問なので、一つずつ学びを積み上げていくという特徴があります。子どもたちにとっては、「わかった」「できた」という経験をスモールステップで実感できる学問です。教員側からしたら、子どもへの多様なアプローチの仕方が考えられるところがとても面白いと思います。

また、論理性を追求する学問なので、子どもたちに考える力を身につけさせることができると考えています。自分の思考過程が見えやすい、振り返りやすいということから、子どもたち一人ひとりがそれぞれの達成感を味わうことができる教科です。

■ご専門分野の研究や現場での経験において、現場等での対応の変化や現状、家庭で実践できることなどあれば教えてください。

COVID-19によるパンデミックの前と後では、算数の学び方にも大きな変化が起きています。

以前は、黒板を使った一斉授業で、1時間のうちに一つの課題があって、それをみんなで考えながら授業を展開していくという形でしたが、今は、学校のICT化が進んで、1人1台端末を用いた授業スタイルが導入されています。現場の先生方の授業づくりも大きく変わり、子ども一人ひとりの進捗に見合った問題がパソコンやタブレットに提示されるので、個別最適な学びができるようになりました。

このような状況において、今後、小学校の先生に期待される役割は、一つの問題を解くのに色々な考え方があるということ子どもたちが共有できる授業を行い、協働的な学びにつなげていくことだと思います。

■先生のこれからの夢はどのようなものがありますか。

子どもたちにしっかり向き合える先生を育てたいと考えています。大学4年間の学びの中で、学生たちが教員という仕事の楽しさや厳しさを理解したうえで、各自の教師像を見出せるように支援していくことが教員養成大学の役割であると考えています。特に、子どもへの関わり方を実践的に学べる機会が必要だと思います。

今、算数科教育法という授業を担当していますが、学生たちが「こういうふうに子どもたちと関わりたい」ということを自ら考えて主体的に参加する授業を目指しています。

■読者の方々へのメッセージがあれば教えてください。

幼稚園や小学校の教員は、種を蒔く人だと思います。先生の「やったね」「できたね」「頑張ったね」という言葉が種となり、自分の存在が認められるという経験をいっぱいすることで、子どもたちは成長していくのだろうと思っています。

現場の先生方は忙しくて大変かと思いますが、子どもの心に温かい種を蒔いて、その種が子ども一人ひとりの中で花開くことを信じてあげられるような先生になってほしいと思います。

(森 貞美 記)



私の本棚より

ヤングケアラー わたしの語り 子どもや若者が経験した家族のケア・介護

澁谷 智子 編
生活書院

本書は、ヤングケアラーの当事者が、自身のケアの経験を、自らの言葉で語った7つの手記から成る。編者の澁谷智子さんは、ヤングケアラーの問題を世に訴えた一人であるが、ヤングケアラーが社会問題化するにつれ、彼らを「かわいそうな存在」としてのみ捉える風潮に違和感を覚えるようになった。子ども期や若者期に、家族のケアを担うことの意味は、実は多様である。そのことを知ってほしいと、ヤングケアラー自身の声を集めたこの本を作ったのだという。

7人の当事者の中には、映画『コーダ あいのうた』で注目されたCODA (Children of Deaf Adults : 耳の聞こえない親をもつ聞こえる子ども) もいる。彼女は、「聞こえる世界」と「聞こえない世界」を架橋する「CODAの世界」を生きる苦しさを経験しながらも、そうした経験ができたことを親に感謝もしている。

近年、新自由主義的な競争社会を超克するための倫理として、ケアに注目が集まっている。ケアのもつ豊かさを私たちの社会に正当に位置づけるためには、まずは、

ケアの経験を伝える人々の声に耳を傾ける必要があるだろう。



聖徳大学 教育学部
児童学科
講師 上田 智子

いろいろ いろんな かぞくのほん

メアリ・ホフマン 文 ロス・アスキス 絵
杉本 詠美 訳
少年写真新聞社

この絵本は、物語というよりタイトル通り、世界には色々な家族の形があることを紹介したものです。ユーモアたっぷりのイラストと一緒に、「ちょっと むかしのほんにでてくる かぞくは、たいてい こんな かんじだった。」という文から、一般的にこれまで当たり前とされている家族のお話が出ます。

ページをめくるにつれ、家族構成員や人数、家の大きさや仕事、服や食事、宗教や祝い事に至るまで、様々な家族の暮らしが記され、どのページからでも読める構成になっています。異文化という単語は出てきませんが、それぞれの違いが丁寧に記され、ライフスタイルの変化によって多様化する家族の様子が温かく描かれています。

私たちの生活の場で色々な家族についての発見があり、それぞれの気持ちの表現の違いを素直に受け止めることが出来る内容になっており、どの人も排除されることなくいろいろな生き方が認められることを、いろんな家族の形を通して伝えています。



最後のページは、「きょうの きみの かぞくは どうかな?」と問いかけられ、自身の家族について考えられます。みんな違って、みんな良い、だから楽しいのです。

聖徳大学短期大学部
保育科
准教授 金 玫志

アンケートご協力をお願い

最後までお読みいただきありがとうございます。『児童研だより』No.67はいかがでしたか？パソコンまたは携帯から、どうぞ皆様のご意見をお寄せください。ご協力いただいた方には、オリジナルグッズをお送りいたします。

☆『児童研だより』アンケート入力フォーム専用ページ
<https://forms.office.com/r/N1TXY2KKLF>

携帯電話の方はコチラ



ホームページのご案内

聖徳大学児童学研究所ホームページでは、最新のイベント情報の配信や『児童研だより』のバックナンバーがご覧いただけます。



<検索方法>

検索サイトで「聖徳大学」と入力して検索してください。

>>>>

聖徳大学

検索

聖徳大学 (<https://www.seitoku-u.ac.jp/>) のホームページ内「地域連携・社会貢献」から「児童学研究所」リンクバナーをクリックして、ご覧ください。

